

兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)携帯電話等不感知対策事業者選定に係る

プロポーザル募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)の指定場所において、携帯電話等の不感知対策を管理する事業者(以下「管理事業者という。」)を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年7月25日

兵庫県病院事業

兵庫県立西宮病院長 野口 眞三郎

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)携帯電話等不感知対策事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立西宮総合医療センターの一部について行政財産目的外使用許可を受け、携帯電話等の不感知対策を実施する管理事業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

① 所在地

西宮市津門大塚町11番62号

② 施設の名称

兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)

③ 許可予定箇所の位置及び許可予定数量

募集要項に記載のとおり

(4) 不感知対策開始日

令和8年7月1日(水)を原則とする。

(5) 行政財産の使用許可期間

不感知対策の開始から4年を過ぎた後に最初に到来する3月末(令和13年3月末)

なお、詳細な許可開始時期については、決定事業者と当センターで協議して決定する。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす管理事業者に限り、応募することができる。

(1) 事業実績のある者

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び電波法(昭和25年法律第131号)、その他関係法令を遵守し、必要な登録及び認可を受けていること。

当センターと同等以上(延床面積50,000㎡以上、病床数500床以上)の施設等において導入実績があること。

(2) 欠格要件のない者

次の①から⑤に掲げるいずれの項目にも該当しない者であること。

① 兵庫県から指名停止措置を受けている者

② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

③ 国税及び県税を滞納している者

④ 兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者

兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

3 参加手続

(1) 書類提出先

〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9

兵庫県立西宮病院 総務部総務課

電話 0798-34-5151 FAX 0798-23-4594

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年7月25日（金）から令和7年8月7日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

上記(1)と同じ、または、兵庫県立西宮病院ホームページからダウンロード

(3) その他

その他詳細は募集要項に明示する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）携帯電話等不感知対策事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）の指定場所における携帯電話等の不感知対策整備に係る行政財産目的外使用許可の予定者となる。